七　インターネット異性紹介事業者が、第一号から第五号までに掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認して識別符号を付する業務（以下「識別符号付与業務」という。）を他の者に委託している場合にあっては、異性交際希望者から送信を受けた識別符号について、当該委託を受けた者に照会すること等の方法により、その者が付したものであることを確認すること。

2　前項第七号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

［一～三　略］

［３・４　略］

（本人を特定する事項の確認の方法）

第六条　法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一　異性交際希望者から、その運転免許証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

二　インターネット異性紹介事業者が署名検証者である場合において、異性交際希望者から、署名用電子証明書並びに当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報の送信を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

三　インターネット異性紹介事業者が利用者証明検証者である場合において、異性交際希望者から、利用者証明用電子証明書並びに署名券面情報のうち当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報の送信を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

四　異性交際希望者が暗証番号を入力して署名券面情報のうち当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報を送信する場合において、当該異性交際希望者から、当該情報の送信を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

五　異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受ける場合において、当該異性交際希望者から、その住所、氏名、年齢又は生年月日並びに当該クレジットカードの番号及び有効期限の申出を受けるとともに、当該クレジットカードを発行した者に対して当該クレジットカードが有効であることを確認すること。

六　異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を受ける場合において、当該異性交際希望者から、その住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項の申出を受けるとともに、当該口座に係る金融機関に対して当該口座が現に開設されていることを確認すること。

2　［同上］

［号を加える。］

四　インターネット異性紹介事業者が、第一号又は第二号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認して識別符号を付する業務（以下「識別符号付与業務」という。）を他の者に委託している場合にあっては、異性交際希望者から送信を受けた識別符号について、当該委託を受けた者に照会すること等の方法により、その者が付したものであることを確認すること。

2　前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

［一～三　同上］

［３・４　同上］

（本人を特定する事項の確認の方法）

第六条　法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転免許証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けてその住所、氏名及び年齢を確認することとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。

一　異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受ける場合　当該異性交際希望者からその住所、氏名、年齢又は生年月日並びに当該クレジットカードの番号及び有効期限の申出を受けるとともに、当該クレジットカードを発行した者に対して当該クレジットカードが有効であることを確認すること。

二　異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を受ける場合　当該異性交際希望者からその住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項の申出を受けるとともに、当該口座に係る金融機関に対して当該口座が現に開設されていることを確認すること。

2　［略］

［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。